

東保医第49号
令和2年5月29日

駿東田方構想区域
地域医療構想調整会議委員 様

静岡県東部保健所長

令和2年度第1回駿東田方構想区域医療構想調整会議（書面協議）の
開催について（依頼）

日頃から、本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今回は下記の事項について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、書面により協議及び報告をさせていただきますので、御多忙中のところ恐縮ですが、よろしく申し上げます。

記

【協議事項】

「介護医療院」へ転換予定の医療機関について

【報告事項】

- 1 静岡県医師確保計画の策定について
- 2 静岡県外来医療計画の策定について

*御意見は、別紙により6月12日（金）までに、FAX又はメールにて報告くださるよう併せてお願いします。

事務局 静岡県東部保健所・地域医療課
電 話 055-920-2076
F A X 055-920-2194
e-mail kftoubu-iryuu@pref.shizuoka.lg.jp

駿東 地域医療構想調整会議 委員名簿

	所属団体名等	役 職	氏 名	備 考
1	沼津医師会	会長	西方 俊	
2	御殿場市医師会	会長	齋藤 昌一	
3	沼津市歯科医師会	会長	竹内 純子	
4	駿東歯科医師会	会長	吉田 雅昭	
5	沼津薬剤師会	会長	佐藤 哲哉	
6	北駿薬剤師会	会長	原田 義信	新任
7	静岡県看護協会東部地区支部	支部長代理	渡邊 淳子	
8	沼津市立病院	院長	卜部 憲和	
9	静岡がんセンター	院長	上坂 克彦	新任
10	静岡医療センター	院長	中野 浩	
11	有隣厚生会富士病院	名誉院長	若林 庸道	
12	東名裾野病院 みしゅくケアセンターわか葉	院長 理事長	木本 紀代子	
13	沼津中央病院	院長	杉山 直也	
14	健康保険組合連合会静岡連合会	理事	芹澤 義夫	
15	静岡県老人福祉施設協議会	理事 地域ケア委員長	杉山 昌弘	
16	沼津市	市民福祉部長	後藤 鉄也	
17	御殿場市	健康福祉部長	芹沢 節巳	
18	東部保健所兼御殿場保健所	所長	安間 剛	
19	御殿場保健所	所長	安間 剛	新任

令和2年5月現在

三島・田方 地域医療構想調整会議 委員名簿

No.	所属団体名等	役 職	氏 名	備 考
1	三島市医師会	会長	池田 裕介	
2	田方医師会	会長	紀平 章代	
3	三島市歯科医師会	会長	栗原 由紀夫	
4	田方歯科医師会	会長	柿宇土 保彦	
5	三島市薬剤師会	会長	土佐谷 純子	
6	田方薬剤師会	会長	山田 慎二	
7	静岡県看護協会東部地区支部	支部長	石井 広美	
8	順天堂大学医学部附属静岡病院	院長	佐藤 浩一	
9	三島総合病院	院長	野田 芳人	
10	伊豆赤十字病院	院長	志賀 清悟	
11	三島東海病院	院長	淵上 知昭	
12	N T T 東日本伊豆病院	院長	安田 秀	新任
13	三島森田病院	院長	山下 由紀	新任
14	健康保険組合連合会静岡連合会	常務理事	原田 幸男	新任
15	静岡県老人保健施設協会	幹事	大村 省五	
16	静岡県老人福祉施設協議会	東部支部監事	堀内 和憲	
17	三島市	健康推進部長	池田 健二	
18	東部保健所	所長	安間 剛	

令和2年5月現在

駿東田方構想区域地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第30条の14第1項に定める「協議の場」

として駿東田方区域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

2 調整会議は、駿東田方区域地域医療構想調整会議(駿東圏域)及び駿東田方区域地域医療構想調整会議(三島・田方圏域)の2会議とする。

3 駿東田方区域地域医療構想調整会議(駿東圏域)の対象地域は、沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町とし、駿東田方区域地域医療構想調整会議(三島・田方圏域)の対象地域は、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町とする。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議

(2) 病床機能報告制度による情報等の共有

(3) 地域医療構想の推進に向けた取組(地域医療介護総合確保基金事業等)に関する事項

(4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県東部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

2 調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。

3 議長は、調整会議の会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県東部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県東部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。